



石油コンビナート等災害防止3省連絡会議について

特殊災害室・危険物保安室

1. はじめに

消防庁では、石油コンビナート保安の所管省庁である厚生労働省及び経済産業省と連携し、省庁の垣根を超えて石油コンビナートに係る事故防止に向けた取組を行っています。

また、各省における石油コンビナート関連の政策動向なども積極的に共有し、ホームページ上で様々な情報を発信しており、石油コンビナート地域における総合的な保安力の向上を図っています。

本稿にて、その一部をご紹介します。

2. 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議とは

平成23年から平成26年にかけて、石油コンビナートにおいて、死傷者が多数発生するなど社会的影響の大きな事故が相次ぎました。これを受け、平成26年2月、内閣官房主催のもと「石油コンビナート等における災害防止検討関係省庁連絡会議(局長級)」が設置されました。

当該連絡会議にて、重大事故の発生防止に向けて事業者や業界団体が取り組むべき事項等について報告書を取りまとめ、業界団体等へ事故防止のための行動計画の策定を要請するとともに、コンビナート保安にかかる3省庁が一体となって災害防止に向けた取組を進めることとされました。

それを踏まえ平成26年5月、3省(厚生労働省、経済産業省、総務省消防庁)により「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」が設置され、定期的に連絡会議を実施しています。

3. 近年の取り組み

(1) プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン・活用事例集〈Ver2.0〉

ドローンの活用は、プラント設備の点検頻度の向上や災害時の迅速な現場確認等を実現し、安全性や効率性の向上、さらには保安業務の合理化を図る上で重要とされています。平成31年3月には、石油化学プラントの設備屋外でのドローンを安全に活用・運用するために留意すべき事項等を整理したガイドラインと国内外の活用事例集を策定しました。

令和元年3月には、その対象をタンクや塔槽類などの屋内に広げ、改訂を行いました。

【ドローンガイドライン】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/jisyuhoan_shiryo_02.pdf

【活用事例集】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/jisyuhoan_shiryo_03.pdf

(2) 石油コンビナート等石油化学関連事業所における災害の防止に向けた取組(要請)

令和元年8月から9月にかけて各業界団体に協力を仰ぎ、「石油コンビナートにおける災害防止に関する現状調査(石油精製、石油化学、一般化学)」を実施しました。事業所基礎データ、近年の事故発生状況、リスクアセスメントの実施状況や新技術導入に係る問題点などのアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、重大事故の発生防止に向けて業界の取組を促す要請文を送付しました。

【業界団体あて要請文】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/r20306_yousei.pdf

4 終わりに

大量の石油、高圧ガスを取り扱う石油コンビナート地域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法などの個別の機器・装置への規制に加えて、石油コンビナート等災害防止法により総合的な防災体制が確立されています。しかし、それら法律の運用に際し、所管省庁が一体となって臨まなければ、その効果が最大限に発揮されません。

重大事故の発生防止、災害による死傷者の軽減を図っていくため、引き続きコンビナート保安関係3省庁で連携して対応していきます。

【石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問い合わせ先

消防庁予防課特殊災害室 TEL: 03-5253-7528
危険物保安室 TEL: 03-5253-7524